

2015年2月12日

ヤマト運輸株式会社  
代表取締役 山内 雅喜 殿  
ヤマト運輸株式会社  
宮城主管支店  
支 店 長 宮坂 直孝 殿

仙台市青葉区一番町一丁目6番19号  
壱番館ビル 406号室  
TEL022-261-4392 FAX022-222-7734  
星野携帯 090-8922-5576  
全国一般労働組合全国協議会  
宮城合同労働組合  
執行委員長 星野 憲太郎  
同クロネコヤマト支部  
支 部 長 畠山 健 治



### 団体交渉申し込み書及び要求書

第1 2015年度賃金引上げ等につき、下記のとおり団体交渉を申入れます。  
なお期日について、支部長畠山健治との間で調整してください。

記

- 1 期日 2015年2月25日から3月5日までの間の労使で調整した日
- 2 時間 16時30分から
- 3 議題 第2項の要求書について

第2 当労働組合は組合員の労働条件及び団体交渉の内容に関し、下記の要求を行ふので、誠意ある対応を行ってください。

記

(要求書)

- 1 2015年4月分より組合員の基本給を7%引き上げること
- 2 毎年の賃金引上げの方式について具体的に説明すること

- 3 2015年4月分より組合員の身分であるキャリア社員に関する所定休日数をマネージ社員の所定休日数と同一日数にすること（所定労働時間を同一にすること）
- 4 2014年年末一時金支給につき、組合員にたいし支給月数の50%しか支給しなかった理由を具体的に説明すること
- 5 キャリア社員の2014年年末一時金支給につき、支給率が所定の月数の40%～120%であることの理由を明確に説明すること。従前団交に出席した支店の管理者が、本社が作成した規定である旨述べて何ら明確に説明しなかった経緯があるので、本件団体交渉においては本社人事部が出席して明確に説明すること
- 6 2013年4月1日、労働契約法第20条施行により有期雇用者と無期雇用労働者との労働条件差別が禁止されました。しかしながら当労働組合との直接的関係において、キャリア社員とマネージ社員との間の労働条件差別を問題視せざるを得ません。

については、上記両社員間の諸手当・賞与・退職金を含む賃金体系の差異を検証し、差別解消に向け団体交渉を行いたいので、先ず上記両社員間の労働条件を比較する資料を作成し本件団体交渉までに提出してください。

以 上